

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 しょうがい福祉課
委託業務番号	令和5年度 長し福第72号
委託業務名称	長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業委託
委託業務場所	長浜市内 他
業務の概要	在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身しょうがいのある者及び児童が医療型短期入所等を利用する際の遠距離送迎に伴う介護者及び当事者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに経済的支援を行います。
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	<p>【事業単価】</p> <p>*医療系車両運賃(ストレッチャー及び医療器材を利用した移送に係る運賃料金)</p> <p>(1) 初乗り料金 時間制の場合は1時間以内5,960円 距離制の場合は15キロメートル以内5,960円</p> <p>(2) 加算料金 時間制の場合は30分ごとに2,340円加算 距離制の場合は7.5キロメートルごとに2,340円加算</p> <p>*介護系車両運賃(車イスを利用した移送の際に係る運賃料金)</p> <p>(1) 初乗り料金 30分以内は2,570円 (2) 加算料金 30分ごとに2,570円を加算</p> <p>*介助料 看護師 3,300円/時間 介護職 2,200円/時間 救急救命士 2,750円/時間</p> <p>*有料道路通行料 移送に係る高速道路使用料(利用者の実費負担分を除く)</p> <p>*酸素加算 酸素流量(L)×11円/分</p> <p>*初回調整費(事業実施前に利用者の居宅を訪問し、利用者の生活状況等の調査費) 1会計年度につき利用者1人当たり1回10,000円</p>
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市末広町240-17 ワイエビル18 2F-A号</p> <p>[商号又は名称] 株式会社かすたねっと</p>
契約相手方の選定理由	移送中、車内での医療的ケアの提供が可能な民間救急事業者がなく、代替できるサービスが提供できる事業者が存在しないため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>